



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*23 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課)..... 1

規 則

和歌山県規則第23号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則 (昭和38年和歌山県規則第15号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(部) 第6条 略 2～8 略 9 各部の編成及び事務分掌は、別表第2のとおりとする。ただし、福祉保健部及び警察部の編成及び事務分掌は、別表第2に定めるもののほか、福祉保健部 (和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号。別表第2において「行政組織規則」という。) 第6条の表に掲げるものをいう。) 及び和歌山県警察本部で定めるところによる。 10 略 別表第1 (第5条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌				(部) 第6条 略 2～8 略 9 各部の編成及び事務分掌は、別表第2のとおりとする。ただし、警察部の編成及び事務分掌は、別表2に定めるもののほか、 <u>和歌山県警察本部</u> で定めるところによる。 10 略 別表第1 (第5条関係) 和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌			
室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌	室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	略	略 市町村課員 略 福祉保健部員 略 道路保全課員 略	1・2 略 3～9 略 10 緊急消防援助隊の派遣要請、受入れ及び活動調整並びに和歌山県消防応援活動調整本部の設置及び運営に関すること。 11 略 12～30 略 31 保健医療福	総合統制室	略	略 市町村課員 総合交通政策課員 略 社会福祉課員 医務課員 略 道路保全課員 議会事務局員 監査委員事務局員 人事委員会事務局員 労働委員会事務局員 略	1・2 略 3 県防災会議の運営に関すること。 4～10 略 11 緊急消防援助隊の派遣要請、受入れ及び活動調整に関すること。 12 略 13 応援協定に基づく要請に関すること。 14～32 略 33 初動時の緊

		祉調整本部との連絡調整に関すること。 32 交通の規制等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 33・34 略 35 国又は他の地方公共団体からの応援職員の受入れ及び活動調整に関すること。 36 被災者の生活環境の整備に関すること。 37 略				急医療体制の確立に関すること。 34 医療救護活動の実施に関すること。 35 交通の規制、運行等に関する情報の収集、記録及び伝達に関すること。 36・37 略 38 略
--	--	--	--	--	--	--

別表第2知事室部の部秘書班の項中

「万博推進課長」を「秘書課副課長」に改め、「万博推進課員」を削り、同表総務部の部情報基盤班の項事務分掌の欄2及び欄3中「応急復旧」を「被害状況の情報収集及び応急復旧対策」に改め、同表地域振興部の部デジタル社会推進班の項事務分掌の欄5を同欄6とし、同欄4の次に次のように加える。

5 情報交流センターの被害状況の把握及び応急対策に関すること。

別表第2地域振興部の部観光班の項中

「観光交流課長」を「観光交流課員」に改め、
 「観光交流課長」を 観光産業共創 課長 に、「観光交流課員」を 観光産業共創 課員 に改め、

同表共生社会推進部の部人権政策班の項事務分掌の欄3を同欄4とし、同欄2の次に次のように加える。

3 人権相談に関すること。

別表第2福祉保健部の部を次のように改める。

福祉保健部	(部長) 福祉保健部長 (副部長) 技監(行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監に限る。)	(幹事班) 社会福祉班	(班長) 社会福祉課長	社会福祉課員 長寿社会課員 介護サービス指導課員 障害福祉課員 部長が必要に応じ指名した課の職員	1 各部幹事班共通業務に関すること。 2 各班共通業務に関すること。 3 保健医療福祉調整本部の総括に関すること。 4 災害救助法(昭和22年法律第118号)に関すること。 5 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に関すること。 6 その他必要なこと。
		高齢者支	(班長)	長寿社会課員	1 各班共通業務に関すること。

福祉保健 政策局長	援班	介護サービス 指導課長 (副班長) 長寿社会課長	介護サービス 指導課員	<ul style="list-style-type: none"> 2 老人福祉施設等の被害状況の 情報収集に関すること。 3 高齢者の支援要請及び救援依 頼に関すること。 4 その他必要なこと。
	障害児者 支援班	(班長) 障害福祉課長	障害福祉課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 障害児者施設の被災状況の情 報収集に関すること。 3 在宅障害児者の被災状況の情 報収集に関すること。 4 その他必要なこと。
	こころの 健康推進 班	(班長) こころの健康 推進課長	こころの健康 推進課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 こころのケア・サポートに関 すること。 3 精神科病院等との連絡に関す ること。 4 その他必要なこと。
	医務班	(班長) 医務課長	医務課員 健康推進課員 国民健康保険 課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 初動時の緊急医療体制の確立 に関すること。 3 医療救護活動の実施に関する こと。 4 医療機関等との連絡に関する こと。 5 保健師活動に関すること。 6 その他必要なこと。
	健康推進 班	(班長) 健康推進課長	健康推進課員	<ul style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 在宅重症難病患者の被災状況 調査及び支援に関すること。 3 感染症予防に関すること。 4 防疫用薬品の確保に関するこ と。 5 母子保健関連情報の提供に関 すること。 6 その他必要なこと。

	国民健康 保険班	(班長) 国民健康保険 課長	国民健康保険 課員	1 各班共通業務に関する事 2 医療保険制度に関する事 3 その他必要な事
	薬務班	(班長) 薬務課長	薬務課員	1 各班共通業務に関する事 2 医薬品等の確保及び供給に 関すること。 3 毒物劇物の災害応急対策に 関すること。 4 その他必要な事

別表第2教育部の部教育総務班の項中

「教育支援課長(副班長) 総務課長 福利厚生室長 教育政策課長 教職員課長 人権教育推進課長 健康体育課長 高校総体推進室長」を「総務課長(副班長) 福利厚生室長 教育政策課長 教職員課長 人権教育推進課長 健康体育課長 高校総体推進室長 教育支援課長」に、
 「教育支援課員 総務課員 福利厚生室員 教育政策課員 教職員課員 人権教育推進課員 健康体育課員 高校総体推進室員」を「総務課員 福利厚生室員 教育政策課員 教職員課員 人権教育推進課員 健康体育課員 高校総体推進室員 教育支援課員 紀北教育事務所員」に改め、

同項事務分掌の欄10中「国・他府県応援職員」を「国、他の地方公共団体又はその他の機関からの応援職員」に改め、

同部学校教育班の項中

「夜間中学設置準備室長 紀北教育事務所長」及び「夜間中学設置準備室員 紀北教育事務所員」を削る。

別表第6和歌山ビッグホエールの項の次に次のように加える。

南紀白浜空港	西牟婁郡白浜町地内
--------	-----------

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第6条第9項の改正規定（「別表2」を「別表第2」に改める部分に限る。）及び別表第6の改正規定は、公布の日から施行する。